

京都市上下水道局告示第4号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成24年4月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

京都市伏見区横大路三栖山城屋敷町122

荏原テクノサーブ株式会社京都支店

支店長 横田 茂樹

2 廃止年月日

平成24年3月31日

(上下水道局水道部給水課)